
廿日市市公共施設マネジメント基本方針

平成25年6月

平成29年3月改訂

平成30年10月改訂

令和6年3月改訂

廿日市市

目 次

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 方針の位置づけ | 2 |
| | (1) 対象施設 | |
| | (2) 方針期間 | |
| 2 | 本市の状況 | 3 |
| | (1) 人口 | |
| | (2) 財政 | |
| 3 | 公共施設の現状と課題 | 9 |
| | (1) 建物施設 | |
| | (2) インフラ施設 | |
| | (3) 公共施設の将来更新費用（推計） | |
| | (4) 過去に行った対策の実績 | |
| 4 | 公共施設マネジメント基本方針 | 19 |
| | (1) 全体基本方針 | |
| | (2) 建物施設 | |
| | (3) インフラ施設 | |
| | (4) 目標の設定 | |
| 5 | 推進の方策 | 22 |
| | (1) 推進体制の構築 | |
| | (2) 財源の確保 | |
| | (3) 情報の管理・共有 | |
| | (4) フォローアップの実施方針 | |
| 6 | 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針 | 22 |

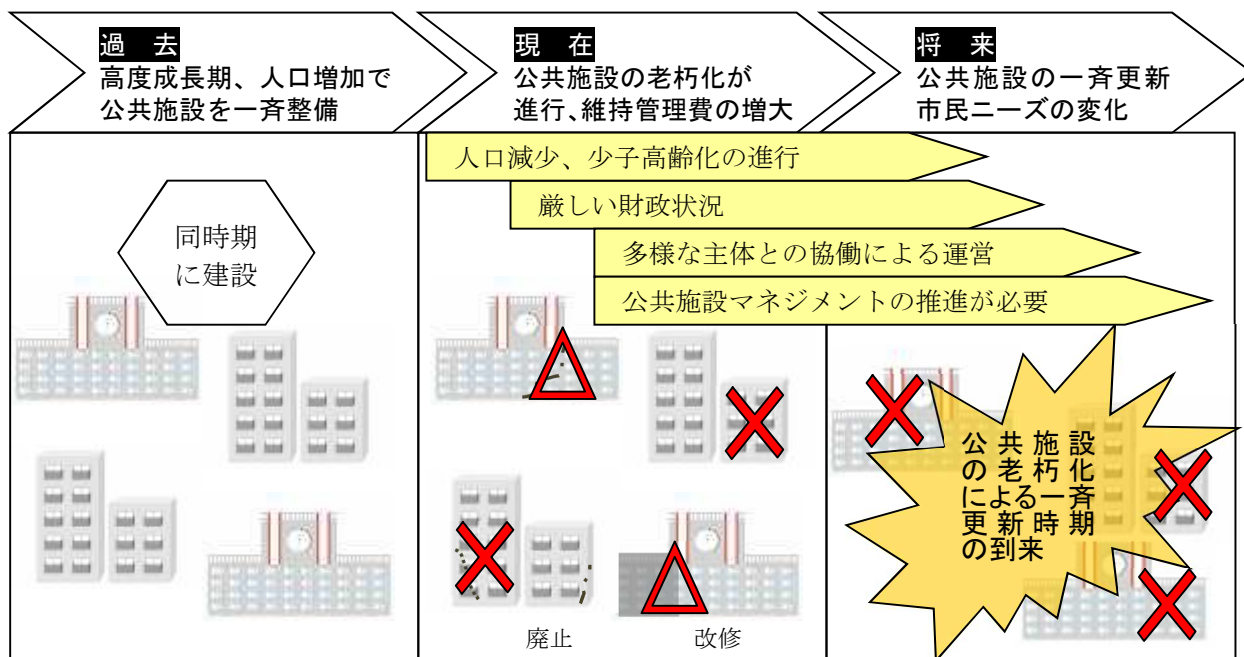
はじめに

少子高齢化の進展や社会保障の充実に伴う扶助費等の増加により、義務的経費は年々増加する傾向にあり、税収についても、現状、維持しているものの、今後は、少子高齢化に伴い減少することが見込まれます。

これに加え、これまで整備してきた公共施設は、近く更新の時期を迎え、この費用が市財政に大きな負担として顕在化します。

これらのことは、将来の行政サービスの水準維持に影響を及ぼすだけでなく、将来世代への負担となることが懸念されることです。将来の市民にも良質かつ充実した行政サービスを提供するためには、新たな収入源の確保や行政サービス（公共施設）の民間への移管も含め、公共施設のあり方や財政負担を抑制する手段を考えなくてはならない時期にきています。

そこで、本方針において、効率的かつ効果的で持続可能な行政サービスの提供を念頭に、本市の公共施設マネジメントに関する基本的な考え方を示し、市民ニーズや地域特性などに配慮した、公共施設全体の「量（総量縮減）」と「質（管理運営）」の改革に取り組むこととします。

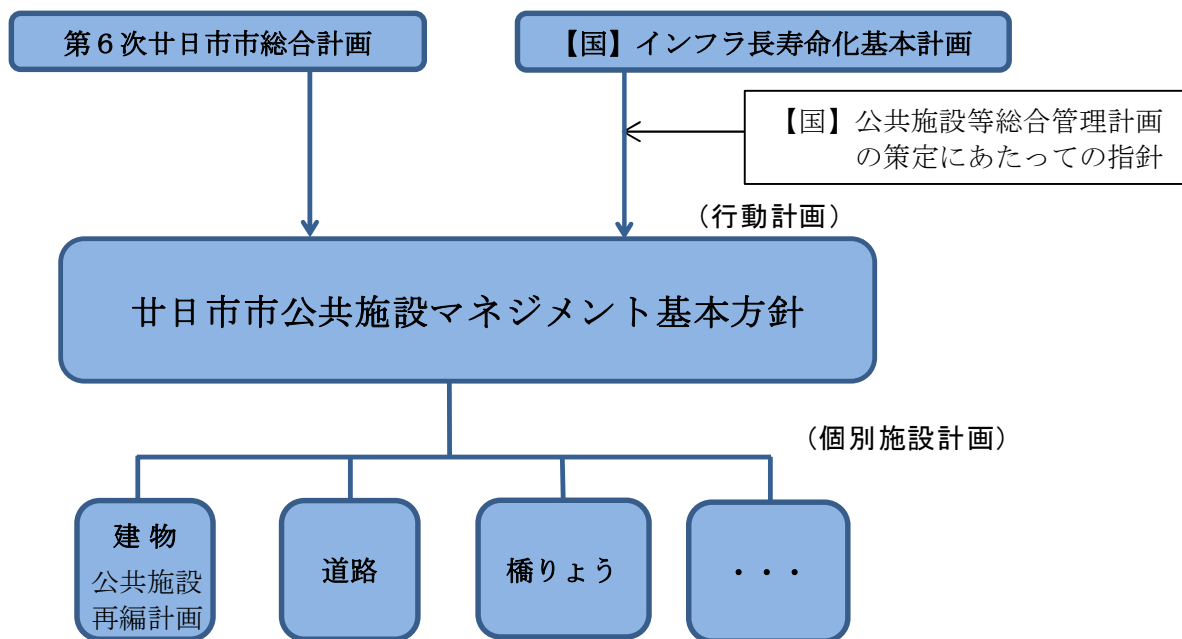


※ 本方針中の表中の数字については、四捨五入等により端数調整しているものもあるため、合計と合致しない場合があります。

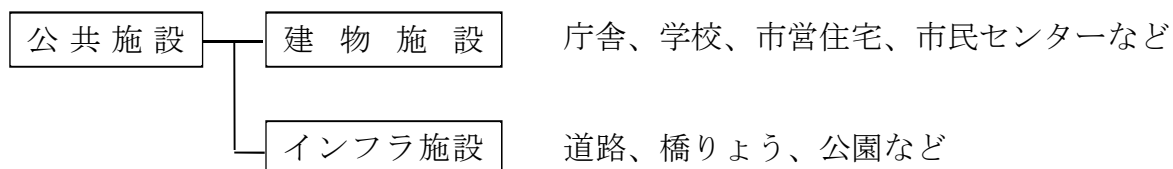
1 方針の位置づけ

本方針は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」(平成25(2013)年11月)及び総務大臣により発せられた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成26(2014)年4月22日 総務省)により計画策定の要請を受け、本市のインフラ施設も含めた公共施設等の維持管理、更新等の基本的な方針を示す公共施設等総合管理計画として位置づけます。また、市の上位計画である「第6次廿日市市総合計画」(平成28(2016)年3月)の基本認識のもと、本市の将来像を踏まえた方針とするものです。

なお、本市ではインフラ施設を除く建物施設を対象に基本的な考え方を示した「廿日市市公共施設マネジメント基本方針」(平成25(2013)年6月)を策定しており、同方針に示す建物施設に係る基本的な考え方や方向性を継承するとともに、今回、建物の延べ床面積や築年数等の情報を最新のものに更新し、改訂版として取りまとめたものです。



(1) 対象施設



※ 広島県水道広域連合企業団へ統合された水道施設と、企業会計に移行した下水道施設は、本方針の対象から除外しています。

(2) 方針期間

本方針の期間は平成25(2013)年度から令和34(2052)年度までの40年間とします。

2 本市の状況

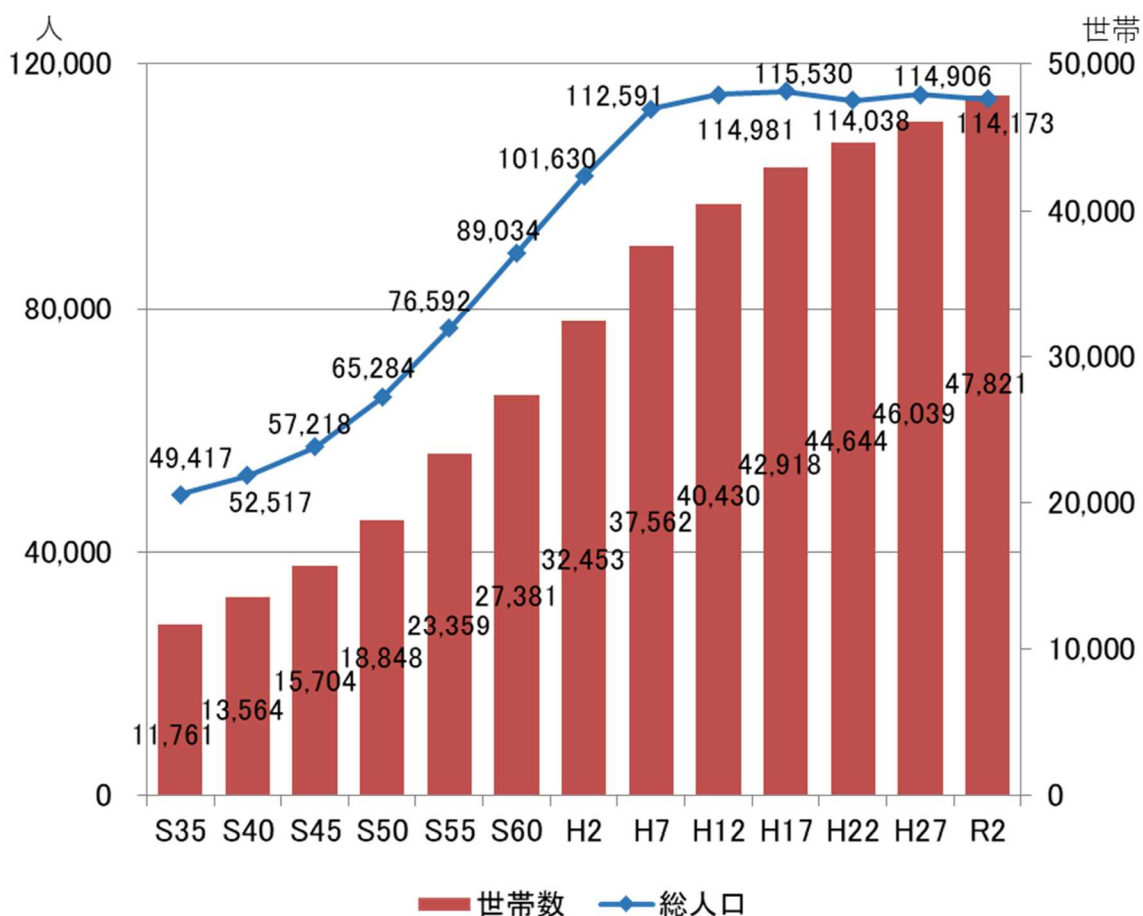
(1) 人口

ア 人口と世帯数の推移

総人口（国勢調査）は、平成17（2005）年の115,530人をピークに微減しているものの一定の人口を維持し、横ばい状況で、令和2（2020）年では114,173人となっています。

また、世帯数は一貫して増加傾向にあり、令和2（2020）年では47,821世帯となっています。

■ 廿日市市の総人口・世帯数の推移



イ 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、令和32（2050）年の人口は、93,945人と令和2（2020）年に比べ20,228人（17.7%）減少すると予測されています。

また、人口の減少と合わせて、年少人口、生産年齢人口も減少し、一方で老年人口、とりわけ75歳以上人口が増加することになり、より一層、少子高齢化が進むこととなります。

人口減少は、事業所の収益の低下や納税者の減少など、税収の低下につながるものが懸念されます。生産年齢人口の減少は、市民税等の納税者の減少へ、また、老年人口の増加は社会保障関係費の増加につながるものが想定されます。

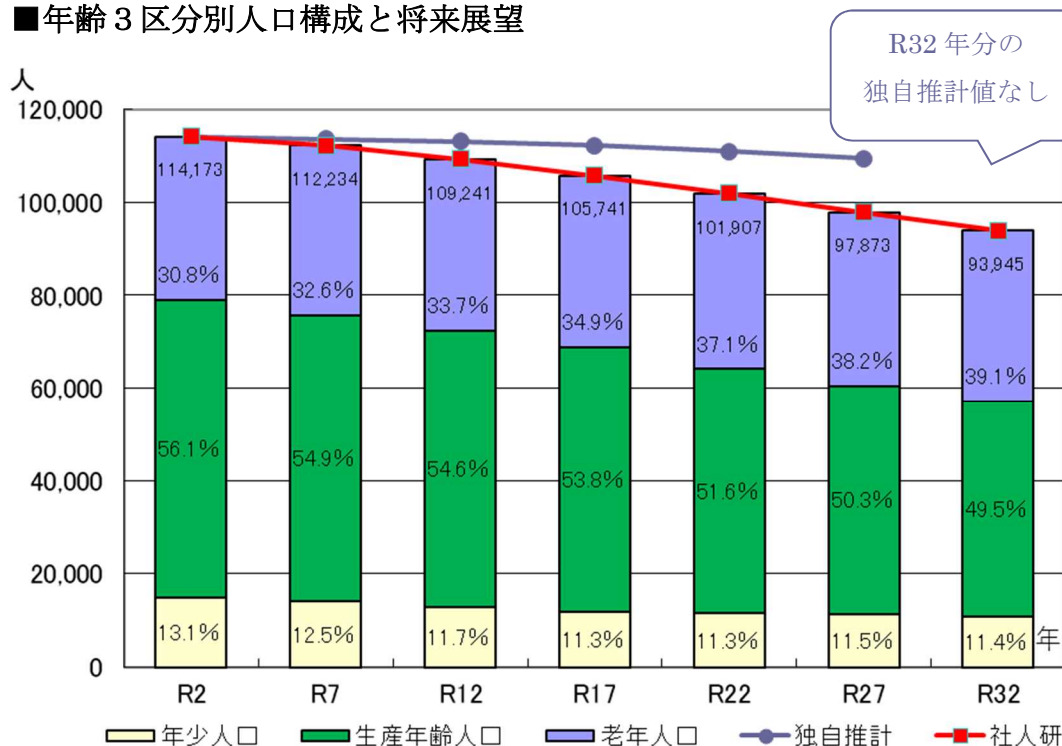
■ 廿日市市人口の将来推計

（単位：人）

| | 令和2年 (2020) | 令和7年 (2025) | 令和12年 (2030) | 令和17年 (2035) | 令和22年 (2040) | 令和27年 (2045) | 令和32年 (2050) | 令和2年(2020) →令和32年(2050) 比較 | |
|--------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|---------|
| | | | | | | | | 割合 | |
| 老年人口 | 35,129 | 36,606 | 36,833 | 36,904 | 37,757 | 37,403 | 36,772 | 1,643 | 4.7% |
| 生産年齢人口 | 64,104 | 61,553 | 59,656 | 56,886 | 52,596 | 49,263 | 46,461 | △ 17,643 | △ 27.5% |
| 年少人口 | 14,940 | 14,075 | 12,752 | 11,951 | 11,554 | 11,207 | 10,712 | △ 4,228 | △ 28.3% |
| 合計 | 114,173 | 112,234 | 109,241 | 105,741 | 101,907 | 97,873 | 93,945 | △ 20,228 | △ 17.7% |

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（令和5年12月推計）より

■ 年齢3区分別人口構成と将来展望



※年少：15歳未満、生産年齢：15歳～64歳、老年：65歳以上

※独自推計：廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年度改訂版）

(2) 財政

ア 歳入及び歳出決算額の推移

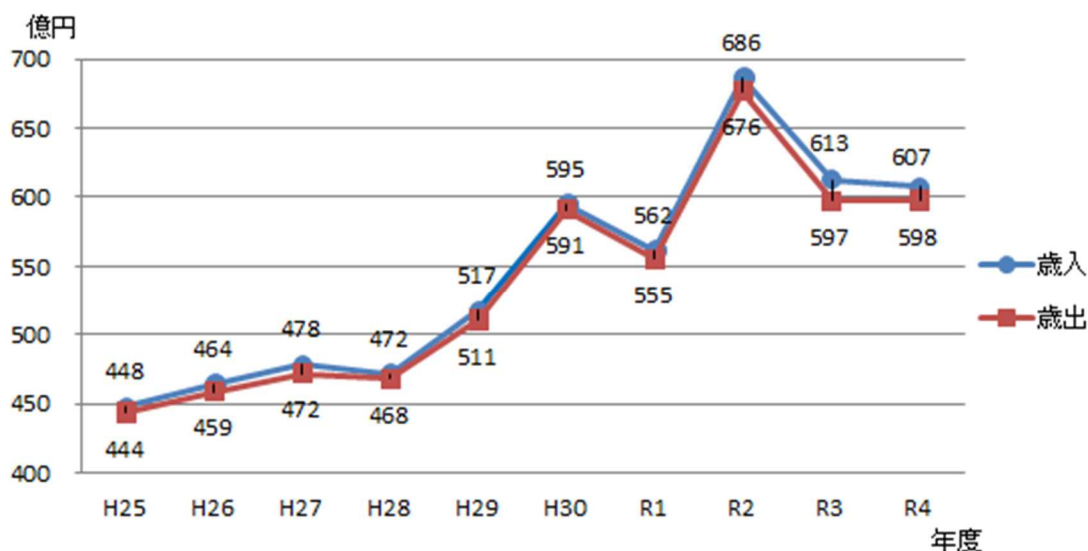
普通会計における過去10年の決算額は「歳入及び歳出決算額」グラフのとおり推移しており、令和2（2020）年度の新型コロナウイルス感染症対応など国の政策に係る特殊な要因を除き、決算規模は上昇傾向にあります。

令和4（2022）年度における普通会計決算は、歳入総額が607億2,890万円、歳出総額が597億9,875万円となっています。

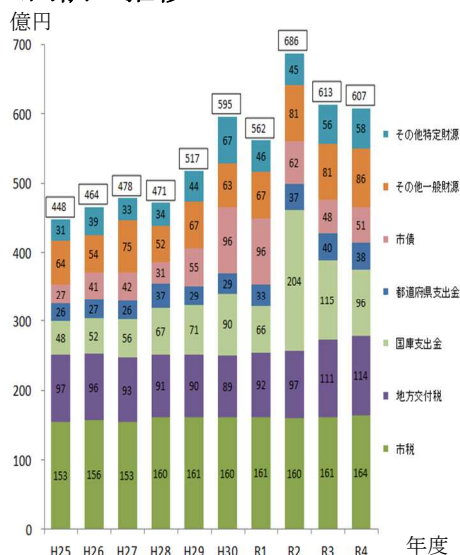
歳入では、市税が約1/3を占めていますが、残りの2/3は地方交付税、国・県からの支出金や市債などです。

歳出では、人件費、扶助費（社会保障費など）、公債費（市債の償還金）といった義務的経費が全体の半分を占めています。これに投資的経費を含めると全体の2/3を占めます。

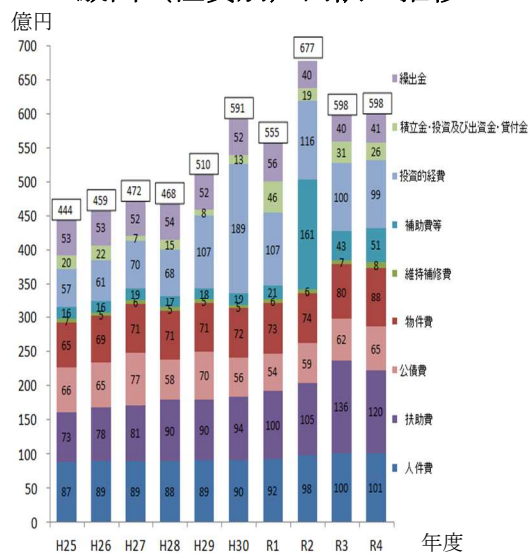
■歳入及び歳出決算額（普通会計）



■歳入内訳の推移



■歳出（性質別）内訳の推移



イ 投資的経費（災害復旧費を除く）の推移

公共施設（インフラを含む）の更新や改修などに伴う投資的経費は、平成25（2013）年度以降、平成30（2018）年度の187億円をピークに年間57億円～187億円で推移し、年平均額は約97億円となっています。

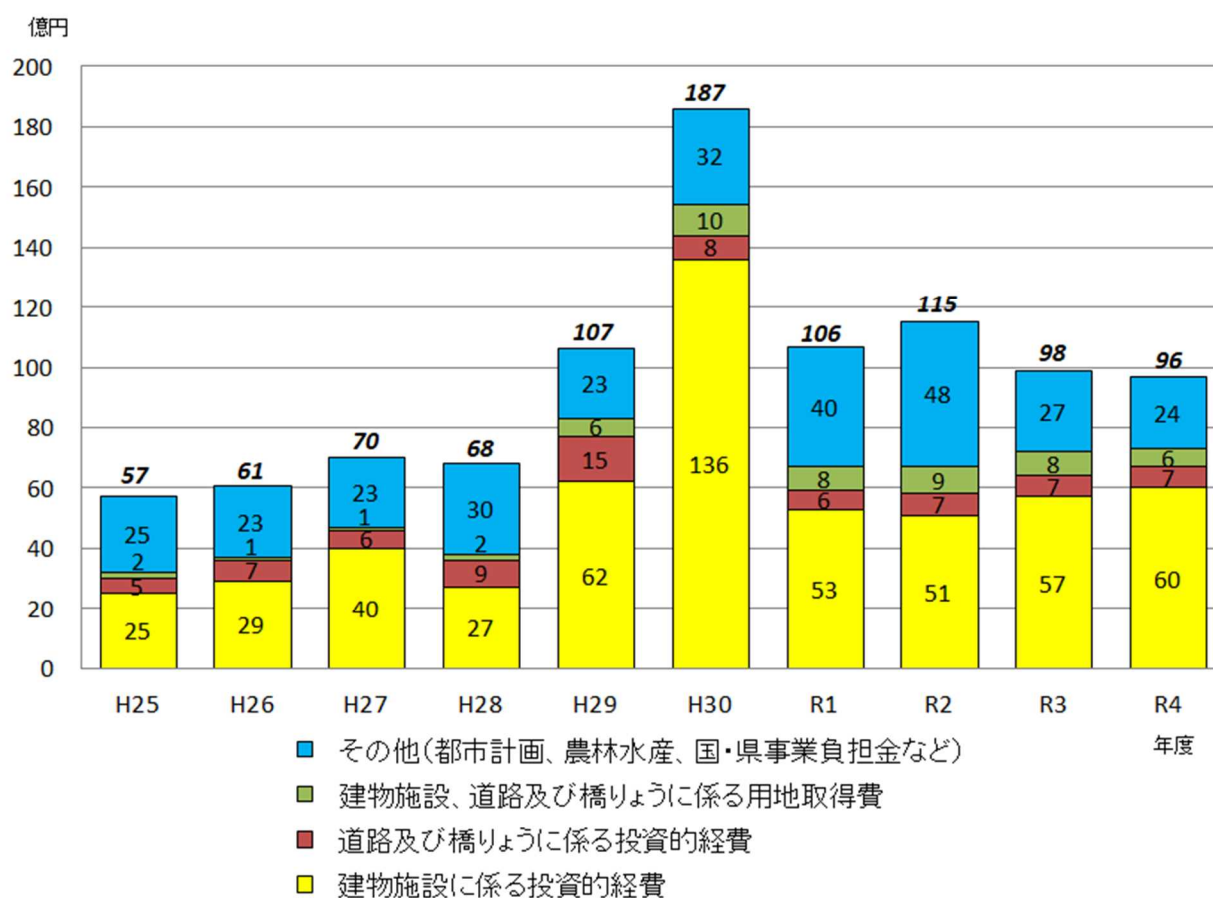
このうち建物施設は、年間25億円～136億円で推移しており、年平均額は約54億円です。

一方、インフラ施設である道路及び橋りょうの投資的経費やその用地取得費は、年間7億円～21億円程度で推移しており、年平均額は約13億円となっています。

街路や土地区画整理などの都市計画事業、林道や漁港などの農林水産事業のほか、事業主体が国や県となる事業負担金など、その他の投資的経費は、年間23億円～48億円で推移し、年平均額は約30億円となっています。

公共施設をこれまでと同様の考え方で更新すれば、更に多額の経費が必要となり、少子高齢化の進行による社会保障関係費の増加や、老朽化する公共施設の維持管理経費の増加、建替え時の脱炭素化への対応などによる建設費の上昇などにより、財政状況への影響が予想されます。

■投資的経費の内訳

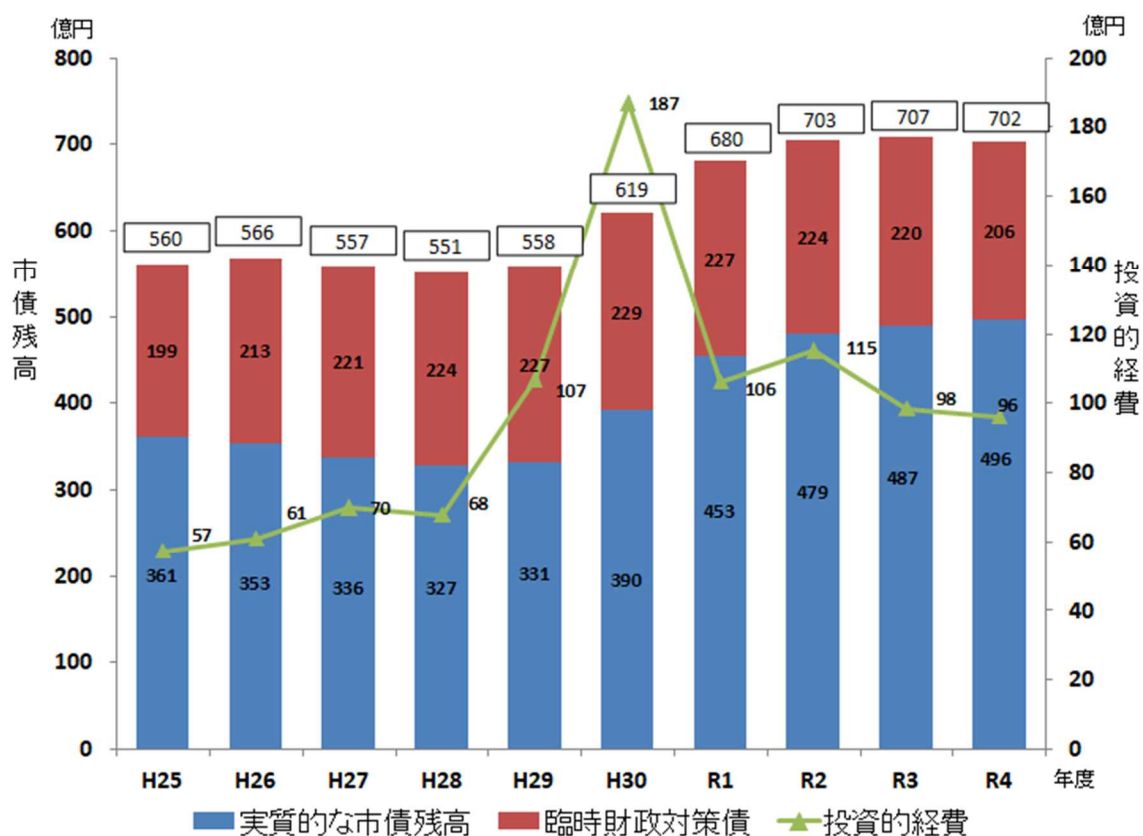


ウ 投資的経費と市債残高の推移

本市の過去10年間の公共施設（水道・下水道を除く。）への投資的経費は、年間57億円～187億円程度で推移し、年平均額は約97億円となっています。

市債残高のうち実質的な市債残高である事業債は、平成25（2013）年度に361億円であったものが、令和4（2022）年度では496億円に増加しています。

■投資的経費と市債残高の推移



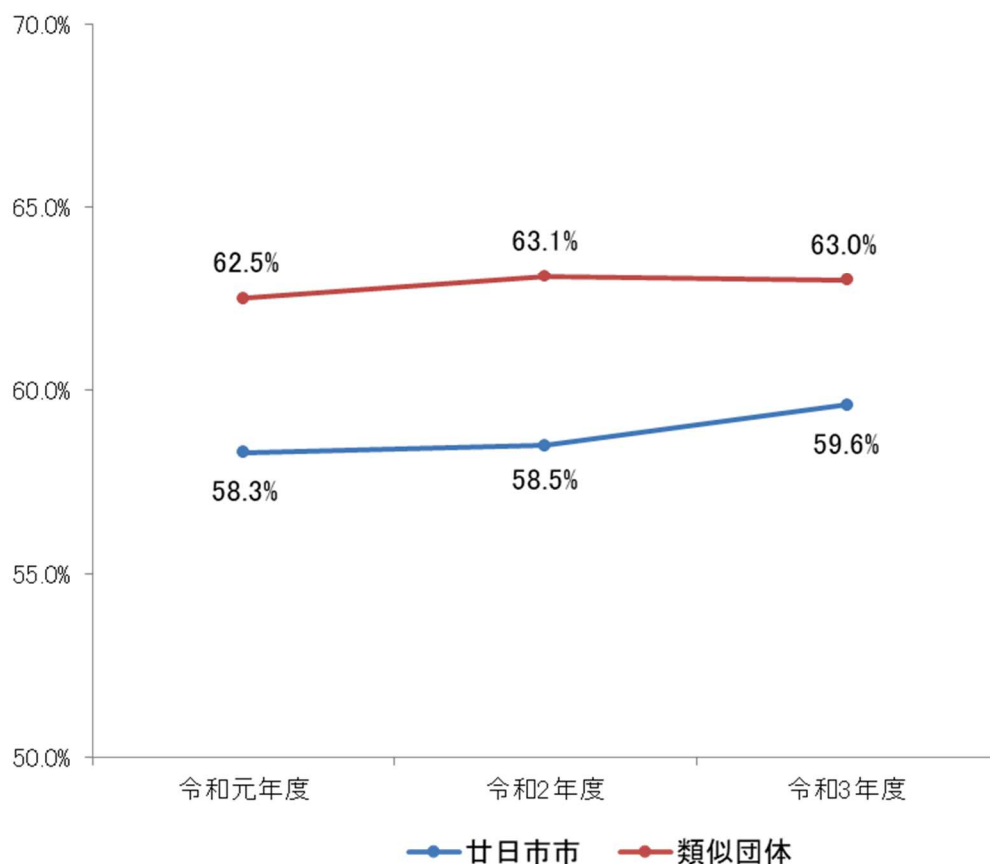
エ 新地方公会計制度における有形固定資産減価償却率の推移

一般会計等の有形固定資産のうち、建物などの償却資産については、当初取得時の価額に対し、耐用年数に応じて、時の経過や使用による価値の減少がどれだけ進んでいるかを表します。この比率が高いほど、施設の老朽化が進んでいることとなります。

本市においては、令和元（2019）年度で58.3%、令和3（2021）年度では59.6%と類似団体（令和2年度類似団体平均：63.1%）と比較すると資産価値の減少は進行していないものの、経年推移で見ると徐々に上昇しつつあり、全体的に老朽化度合いが進んでいます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{有形固定資産の減価償却累計額}}{\text{取得価額等}}$$

■有形固定資産減価償却率の推移



※ 類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体のことをいいます。

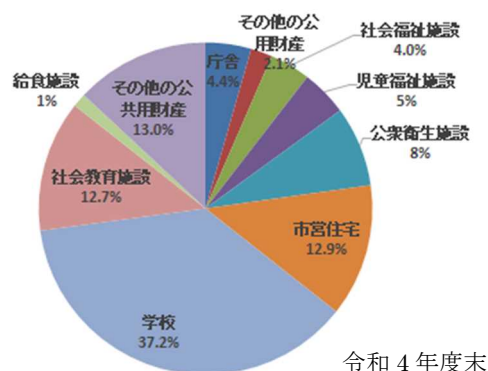
3 公共施設の現状と課題

(1) 建物施設

ア 分類別延べ床面積

市庁舎や小・中学校などの大規模なものから、集会所や公園トイレなどの小規模なものまで合わせると、521施設、総延べ床面積は約47万8千㎡になります。

市民一人当たりの建物施設の延べ床面積は4.05㎡で、全国平均3.22㎡※に比べると、0.83㎡上回っており、総延べ床面積は約10万㎡多くなっています。効率的かつ効果的で持続可能な行政サービスの提供の観点からも、これら建物施設の維持が課題となっています。



■建物施設の保有状況

| 分類 | (例示) | 平成23年度末現在 | | | 平成27年度末現在 | | | 令和4年度末現在 | | | |
|------------|------------------------------|--------------------------------|-------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | | 施設数 | 延べ床面積 (㎡) | 割合 | 施設数 | 延べ面積 (㎡) | 割合 | 施設数 | 延べ面積 (㎡) | 割合 | |
| 行政財産 | 庁舎 (本庁、支所) | 6 | 25,586.15 | 5.2% | 6 | 25,483.19 | 5.3% | 6 | 21,207.59 | 4.4% | |
| | その他の公用財産 (消防庁舎、分団車庫) | 55 | 9,770.11 | 2.0% | 54 | 9,738.52 | 2.0% | 55 | 9,964.20 | 2.1% | |
| 公共用財産 (建物) | 福祉施設 | 社会福祉施設 (福祉保健センター) | 11 | 17,255.86 | 3.5% | 11 | 17,255.86 | 3.6% | 11 | 18,887.41 | 4.0% |
| | | 児童福祉施設 (保育所、児童館) | 31 | 24,855.34 | 5.0% | 30 | 24,610.08 | 5.1% | 30 | 21,505.98 | 4.5% |
| | 公衆衛生施設 | 公衆衛生施設 (火葬場、診療所、焼却場) | 14 | 28,519.53 | 5.8% | 15 | 28,575.11 | 5.9% | 15 | 37,164.96 | 7.8% |
| | | 住宅 | 市営住宅 (市営住宅) | 36 | 60,573.15 | 12.3% | 35 | 60,896.97 | 12.6% | 33 | 61,535.70 |
| | 教育施設 | 学校 (小学校、中学校、幼稚園) | 30 | 193,034.42 | 39.1% | 28 | 183,430.07 | 37.9% | 28 | 178,010.12 | 37.2% |
| | | 社会教育施設 (文化センター、体育館、図書館、市民センター) | 43 | 59,621.87 | 12.1% | 43 | 59,009.25 | 12.2% | 41 | 60,907.87 | 12.7% |
| | | 給食施設 (給食センター) | 3 | 4,111.21 | 0.8% | 3 | 4,239.50 | 0.9% | 4 | 6,343.69 | 1.3% |
| | その他の公共用財産 (集会所、駐輪場、市民活動センター) | 301 | 70,251.58 | 14.2% | 296 | 70,487.84 | 14.6% | 298 | 62,353.71 | 13.0% | |
| | 計 (行政財産・建物) | | 530 | 493,579.22 | 100% | 521 | 483,726.39 | 100.0% | 521 | 477,881.23 | 100.0% |
| | 普通財産 (建物) (計) | | | 5,920.38 | | | 12,243.75 | | | 10,062.04 | |

- ※ 一人当たりの建物施設延べ床面積の全国平均は、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ施設の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」による。また、本市一人当たりの建物施設延べ床面積については、この方法により算出した。
- ※ 複合施設においては、各機能ごとに延床面積を按分している。また、施設数においても、同様に別施設として数値計上している。
- ※ 広島県水道広域連合企業団へ統合された水道施設と、企業会計に移行した下水道施設は、本方針の対象から除外している。

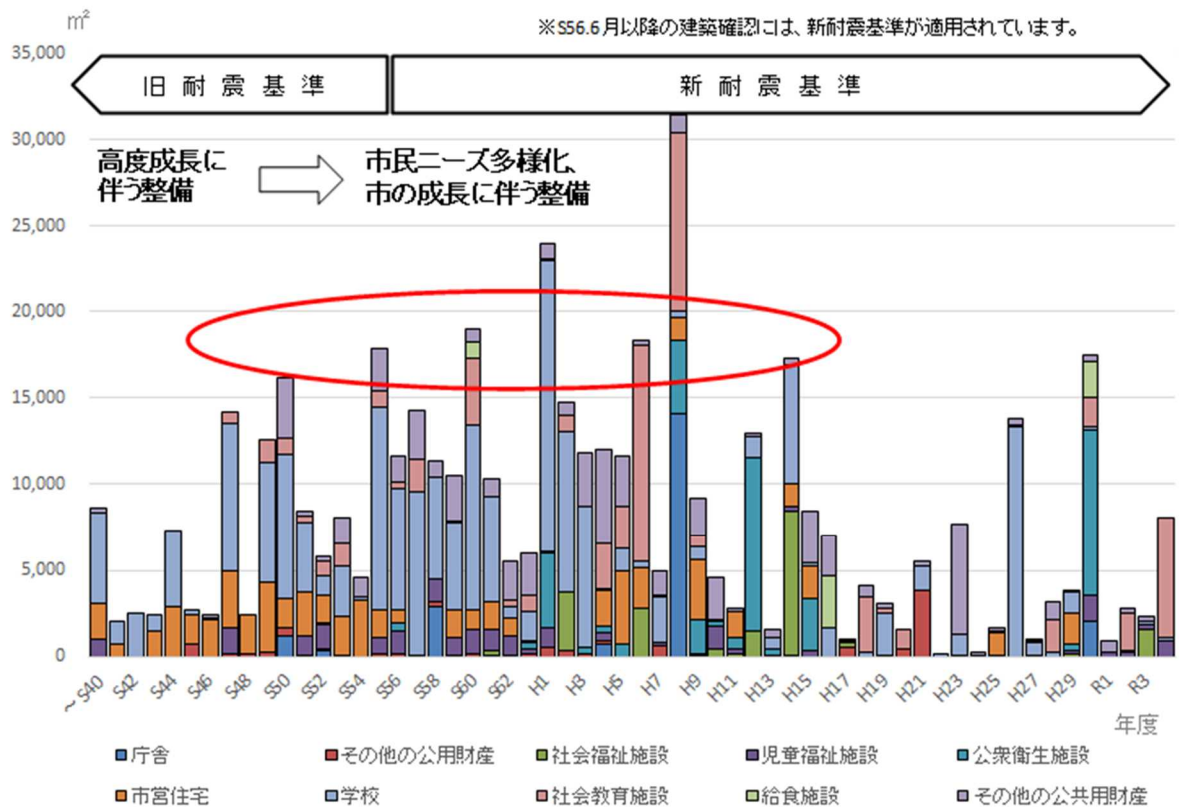
イ 年度別にみる整備状況

年度別の整備状況をみると、それぞれの時代背景を受けて整備されていることが分かります。

全国的には、高度経済成長期に集中して整備している傾向がありますが、本市はベッドタウンとして発展・拡大してきた経緯があり、高度経済成長期以降も人口増加に合わせて市営住宅や学校などを集中して整備し、その後も、多様化する市民ニーズや市の成長に合わせて、庁舎、スポーツセンター、文化センター、観光交流施設などを整備してきました。

このことは、施設の一斉更新が長期間続くことを意味しており、これまで整備してきた建物施設が、今後一斉に大規模改修や建替えなどの更新時期を迎え、これに係る費用が市の財政状況に大きな負担となることが想定されます。

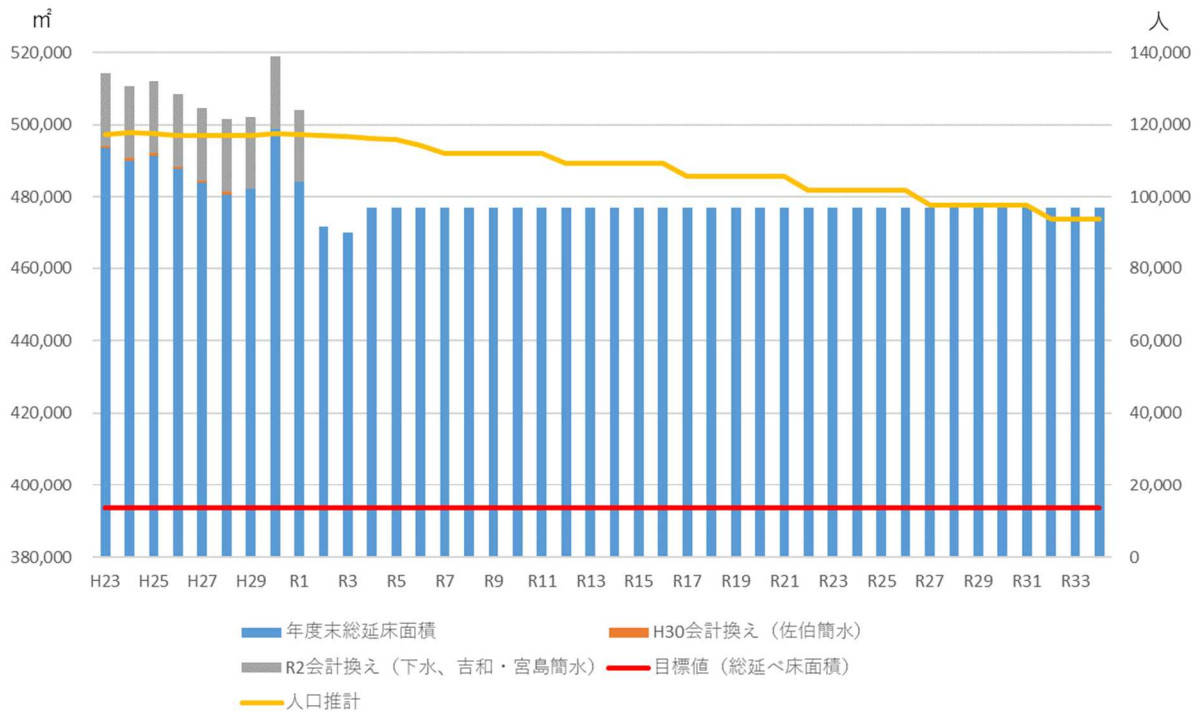
■ 建築年度別延べ床面積



本市における将来推計人口と建物施設延べ床面積の推移をみると、年度ごとに延べ床面積の増減はありますが、将来推計人口と同様に減少傾向にあります。

人口減少に伴い建物施設のあり方について、市民ニーズの変化とのギャップが生じることも想定され、中・長期的な視点で今後の建物施設について議論が必要となります。

■建物施設延べ床面積と人口の推移



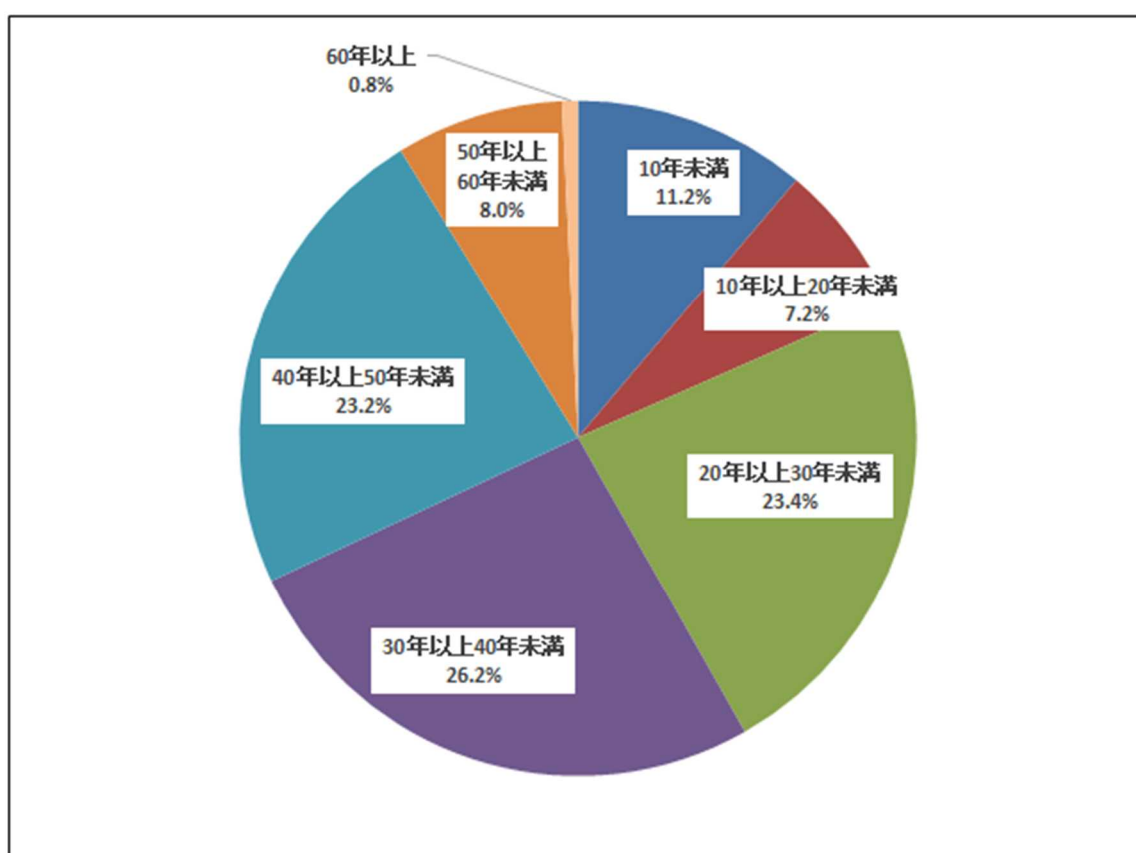
ウ 経過年数別延べ床面積

建物の経過年数では、令和4（2022）年度末現在で、築50年以上（昭和40（1965）年度以前）の建物は全体の8.8%ですが、築30年以上の建物になると58.2%となり、全体の半数を超える数字になります。

更にあと10年経過すれば、築30年を経過する建物が全体の81.6%を占めることとなり、このうち築50年を経過する建物は32.0%となります。

建築後30年で大規模改修、築60年で建替えを行うと仮定した場合、長期間継続して整備した建物施設の計画的な対応が必要となります。

■経過年数別延べ床面積（令和4年度末現在）



| 経過年数 | 延べ床面積 | 構成比 | 構成比累計 |
|-------------|------------------------|--------|--------|
| 60年以上 | 3645 m ² | 0.8% | 0.8% |
| 50年以上 60年未満 | 38,379 m ² | 8.0% | 8.8% |
| 40年以上 50年未満 | 110,706 m ² | 23.2% | 32.0% |
| 30年以上 40年未満 | 125,506 m ² | 26.2% | 58.2% |
| 20年以上 30年未満 | 111,701 m ² | 23.4% | 81.6% |
| 10年以上 20年未満 | 34,532 m ² | 7.2% | 88.8% |
| 10年未満 | 53,412 m ² | 11.2% | 100.0% |
| 合計 | 477,881 m ² | 100.0% | |

(2) インフラ施設

ア 分類別数量

主なインフラ施設は、下表のとおりです。

インフラ施設はライフラインの一つであり、一般的に建物施設よりも必要性が高いとされています。

このため、インフラ施設については、計画的な保全に努め、長寿命化や適正な維持更新を図る必要があります。

| 分類 | 項目 | 施設数 | |
|-----|--------|-----------|-----------|
| | | 平成 27 年度末 | 令和 4 年度末 |
| 道路 | 路線数 | 2,206 本 | 2,350 本 |
| | 道路延長 | 633.8 km | 645.6 km |
| | 橋りょう | 604 橋 | 615 橋 |
| | 橋りょう延長 | 7.1 km | 7.4 km |
| | トンネル | 7 本 | 8 本 |
| | トンネル延長 | 0.44 km | 0.60 km |
| 公園 | 都市公園 | 232 施設 | 239 施設 |
| 河川 | 河川延長 | 375.24 km | 358.36 km |
| 急傾斜 | 箇所数 | 28 箇所 | 38 箇所 |
| 林道 | 道路延長 | 198.61 km | 204.79 km |
| 農道 | 道路延長 | 75.67 km | 76.05 km |
| ため池 | 施設数 | 103 施設 | 102 施設 |
| 港湾 | 施設数 | 25 施設 | 25 施設 |
| 漁港 | 施設数 | 3 施設 | 3 施設 |

※橋りょうには林道橋、農道橋、横断歩道橋を含む。

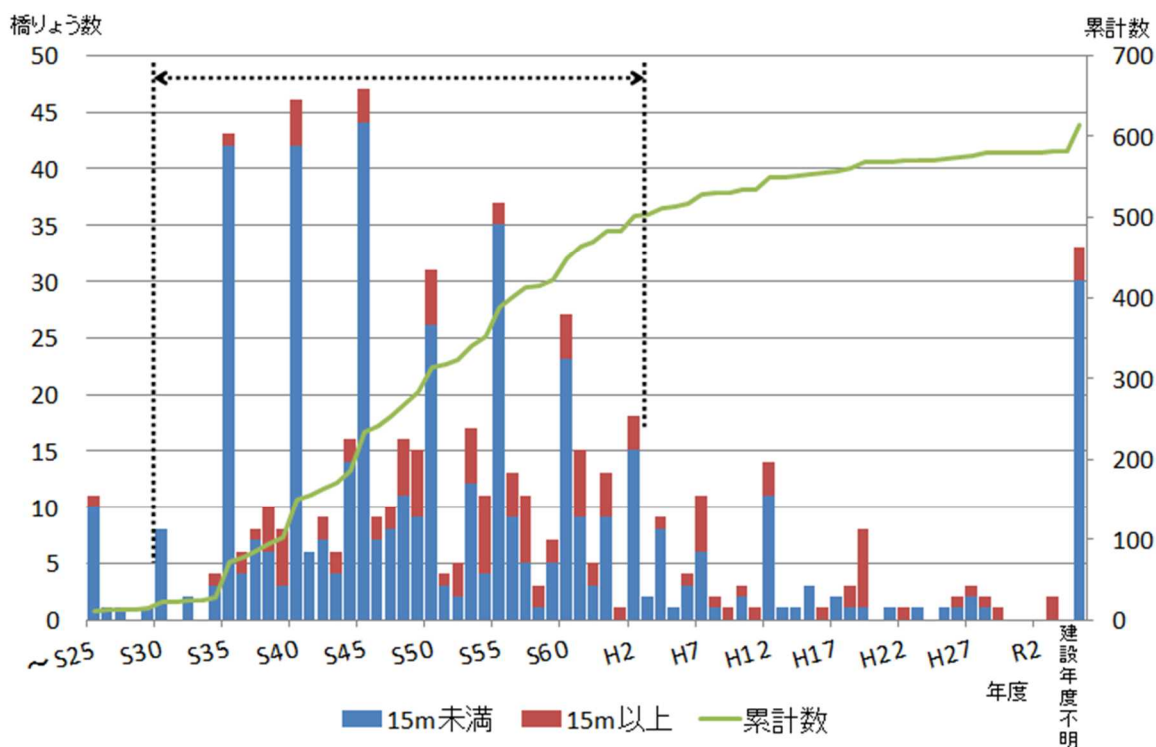
※トンネルには林道を含む。

イ 年度別にみる整備状況

インフラ施設は、高度経済成長期にその多くが整備されているため、老朽化が進行しています。

橋りょうを例にすると昭和30（1955）年頃から平成2（1990）年にかけて多く建設され、築60年以上のものが95橋、築30年を経過した橋が513橋あり、これらが更新、維持補修の時期を迎えています。

■建設年度別の橋りょう数（令和4年度末現在）



| 経過年数 | 橋りょう数 | 構成比 | 構成比累計 |
|------------|-------|--------|--------|
| 60年以上 | 95橋 | 15.4% | |
| 50年以上60年未満 | 173橋 | 28.1% | 43.5% |
| 40年以上50年未満 | 147橋 | 23.9% | 67.4% |
| 30年以上40年未満 | 98橋 | 16.0% | 83.4% |
| 20年以上30年未満 | 41橋 | 6.7% | 90.1% |
| 10年以上20年未満 | 18橋 | 2.9% | 93.0% |
| 10年未満 | 10橋 | 1.6% | 94.6% |
| 建設年度不明 | 33橋 | 5.4% | 100.0% |
| 合計 | 615橋 | 100.0% | |

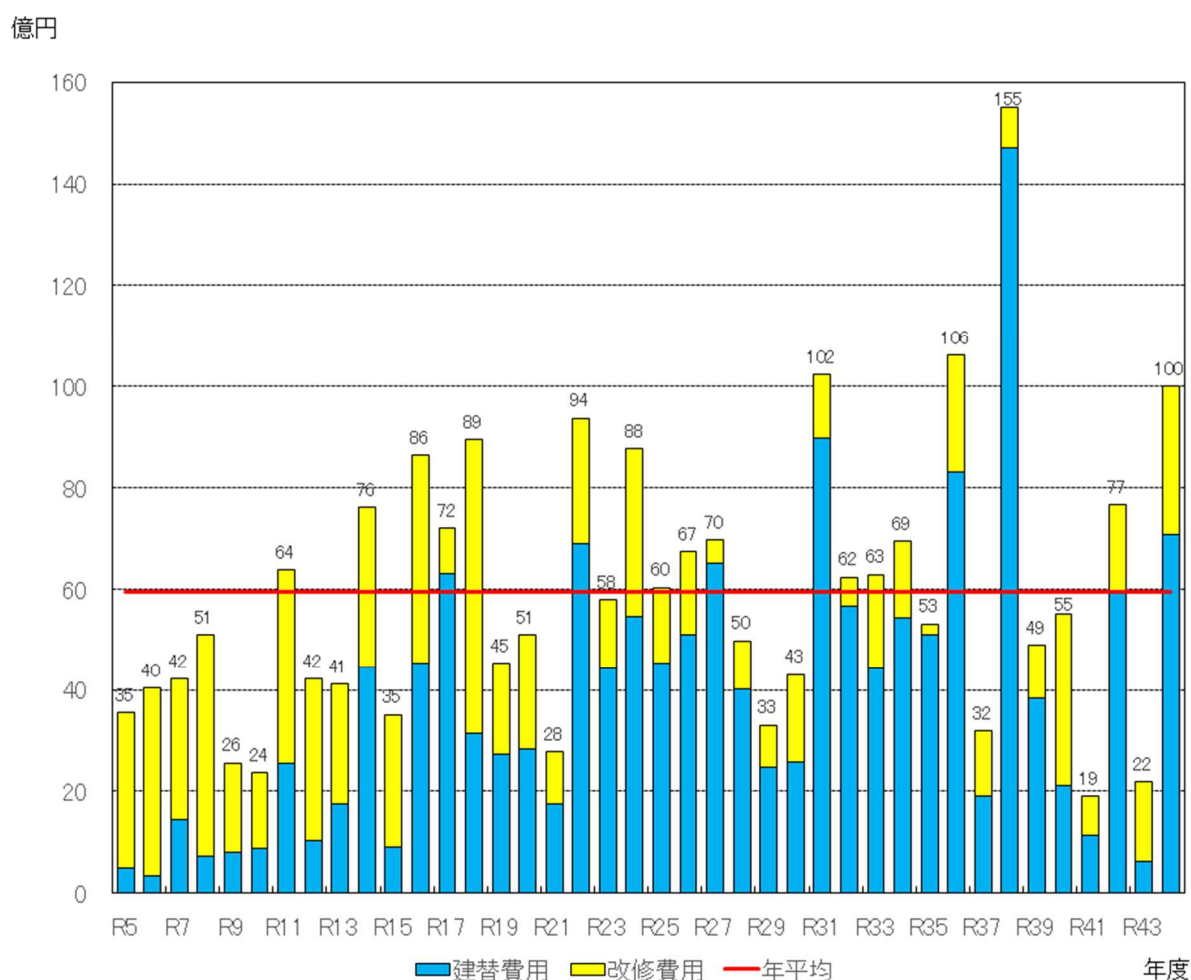
(3) 公共施設の将来更新費用（推計）

国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修し、一般財団法人建築保全センターが令和5（2023）年度に改訂発行した「建築物のライフサイクルコスト」の試算方式を基に、将来更新費用を推計しました。なお、推計値は一定の条件のもとに機械的に試算した理論値です。

ア 建物施設

■耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

改修と建替えを合わせた将来更新費用は、40年間で約2,376億円（年平均額約59億円）が必要と推計されます。

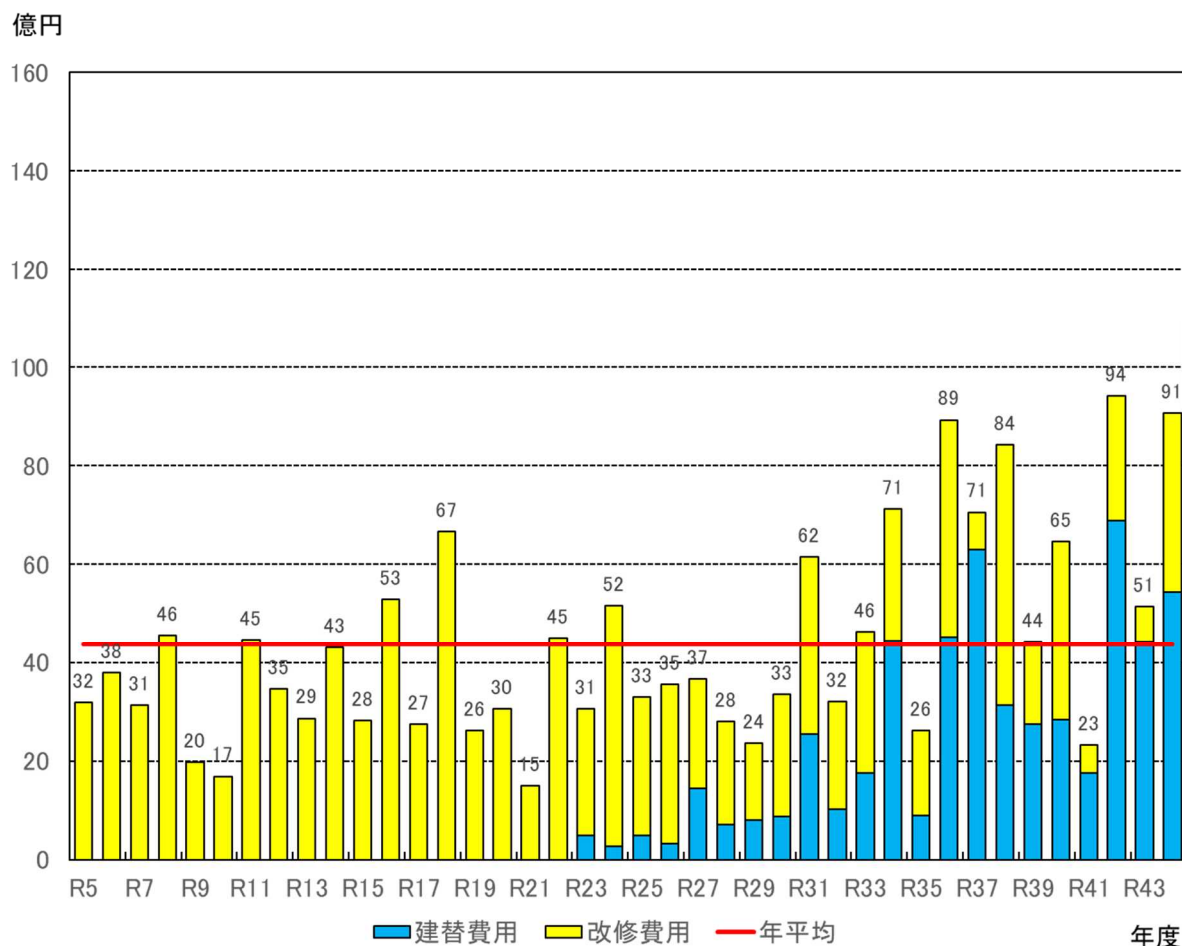


(※)

建物施設の種類ごとに、現施設と同じ延べ床面積で更新すると仮定し、その延べ床面積の数量に用途別の更新単価を乗じることにより、令和5年度から40年分の更新費用を試算する方式。建築物の耐用年数は60年とし、附属設備等、それぞれの改修周期で改修を行うと仮定している。なお、この試算には、建替えに伴う解体、設計料等の費用も含まれている。

■長寿命化対策を反映した場合の見込み

改修と建替えを合わせた将来更新費用は、40年間で約1,748億円（年平均額約44億円）が必要と推計されます。



(※)

建物施設の種類ごとに、現施設と同じ延べ床面積で更新すると仮定し、その延べ床面積の数量に用途別の更新単価を乗じることにより、平成25年度から40年分の更新費用を試算する方式。

建築物の耐用年数を80年とし、附属設備等、それぞれの改修周期で改修を行うと仮定している。なお、この試算には、建替えに伴う解体、設計料等の費用も含まれている。

■対策の効果額

推計期間40年間の長寿命化による効果額は全体で約628億円で、年平均額では約15億円となります。

長寿命化により、将来コストを抑制することができますが、その場合、施設の老朽化が進行します。老朽化により、施設の利便性低下等を招かないよう適時適切な維持管理を行う必要があります。

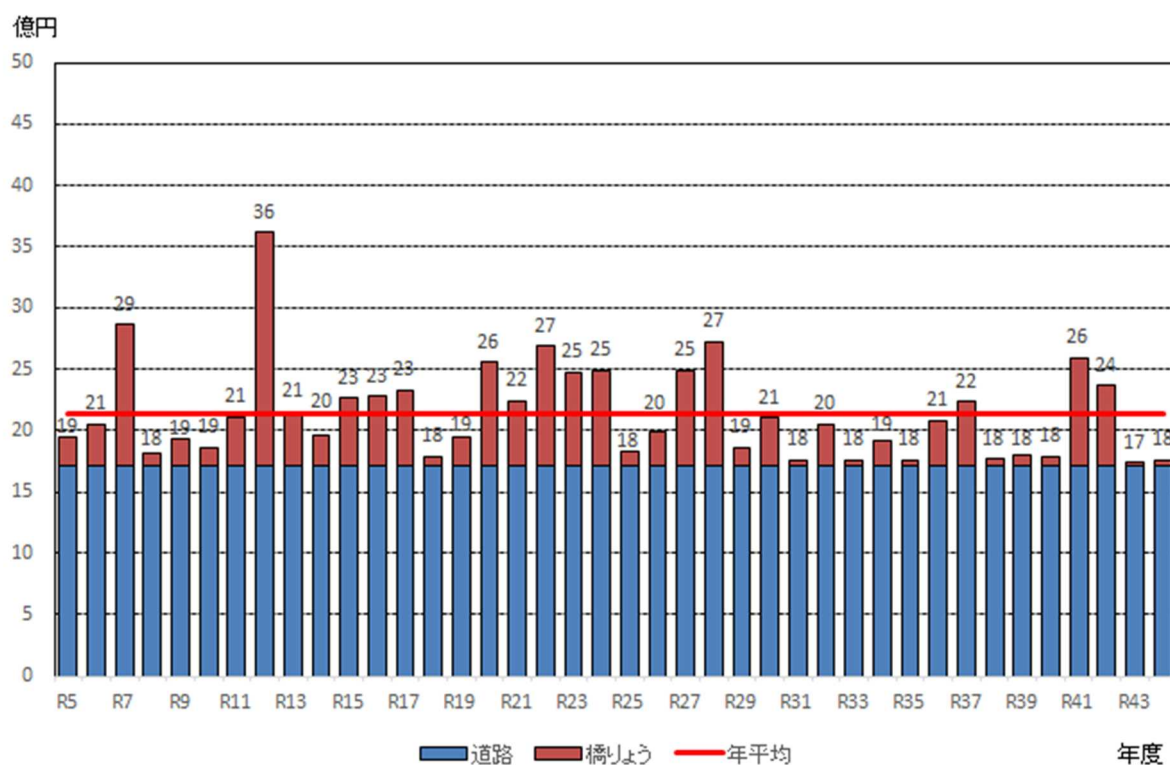
イ インフラ施設

橋りょうは昭和40（1965）年、45（1970）年に多く建設されており、令和7（2025）年、12（2030）年に更新時期を迎え、多くの更新費用が必要となることが判明しています。

道路、橋りょうの将来更新費用は、40年間で約857億円（年平均額約21億円）が必要と推計されます。

インフラ施設については、定期的な点検などの予防保全を実施することで長寿命化を推進することが必要となります。

■将来更新費用の推計



(※)

道路については、舗装の耐用年数が10年であること及び舗装の一般的な供用寿命が12年～20年であることを踏まえ、更新を15年と仮定。

橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新し、構造が鋼橋であるものは鋼橋で、それ以外の構造のものはPC橋として更新すると仮定。

(4) 過去に行った対策の実績

ア 大野市民センター及び大野体育館の老朽化に伴う複合施設の整備

大野市民センター及び大野体育館の老朽化、耐震性不足に伴い、周辺の大野図書館と子育て機能も付加させた複合施設を整備しました。

整備に当たっては、施設の複合化や官民連携手法を導入することで、建設コストの低減を図るとともに、利便性の向上や運営の効率化を図ることができています。



イ 廃棄物処理施設の再編

エコセンターはつかいち、佐伯クリーンセンター及び大野清掃センターを、人口が集中する沿岸部1ヵ所に集約し、効率的で安定的な廃棄物処理を行うための施設を整備しました。

整備に当たっては、官民連携手法を導入し、建設コストの低減を図ったほか、隣接事業者等への熱供給事業や電力売払事業、し尿処理における汚泥の受け入れなどにより、脱炭素化への貢献や収入源の確保を行うとともに、広域的連携（隣接自治体の事務受託）による運営負担の軽減を図ることができています。



4 公共施設マネジメント基本方針

(1) 全体基本方針

これまでの現状と課題の分析から公共施設（建物施設、インフラ施設）の縮減、長寿命化は将来的な課題として取り組むべき重要な課題であり、公共施設の総合的かつ計画的な管理運営を実現させるため、3つの基本方針を掲げ、量と質の改革に取り組みます。

ア 総量の適正化

社会ニーズの変化への対応を考慮した計画を推進し、総量の適正化に取り組みます。（統廃合・複合化、適正供給）

イ 長寿命化等の推進

施設の点検・診断の実施を行い、予防保全や耐震化に努め、安全確保をしつつ長寿命化の推進に取り組むとともに、施設の整備、改修にあたっては、ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化に努めます。

ウ 効率的かつ効果的な管理運営

管理運営については、民間活力の活用、効果的な資産活用、広域的連携も視野に取り組むものとします。

(2) 建物施設

建物施設の更新問題に対し、将来の社会状況や財政状況、市民のニーズを見据えて建物施設を更新していくためには、個々の施設ごとに市民ニーズや維持管理の方法を考えるのではなく、市全体のニーズを踏まえた上で、建物施設の全体最適化を図った施設マネジメントを推進していく必要があります。

施設を単なる設置目的を達成するためのハコ、あるいは市民活動の場としての提供という視点だけでなく、「資産」として効率的、効果的に有効活用しつつ管理していく視点で、「残す施設」、「残さない施設」の判断をもとにマネジメントを推進します。

ア 総延べ床面積を縮減します。

原則として新たな建物施設は建設しません。

現在ある建物施設は、集約化や統廃合を進め、総延べ床面積を縮減します。

ただし、老朽化等への対応やまちづくりの視点による時代のニーズに対応するため、新たな建物施設を建設する場合は、規模の縮小化、又は他の建物施設を同面積以上、廃止（予定も含む。）します。

イ 機能を重視した再配置を進めます。

建物施設のあり方については、社会情勢の変化に伴う必要性について市民とともに検討し、建物施設が担う機能を中心として、地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した建物施設の再配置を行います。

ウ 資産の有効活用を図ります。

建物施設を経営資源として捉え、行政財産の貸付等や統廃合によって生じた

跡地等の売却などの活用について検討し、主に将来の建物施設の維持更新、機能の充実に充てる財源とするなど、積極的に資産の有効活用を図ります。

また、老朽化等への対応やまちづくりの視点による時代のニーズに対応するため、新たな建物（機能）が必要になった場合は、既存の建物施設のリノベーションやコンバージョンと併せて、民間施設の活用も検討します。

さらに、市のみならず、近隣市町との連携を視野に入れ、広域化や機能分担を検討します。

エ 効率的・効果的な管理運営を進めます。

建物の維持管理における包括的委託や指定管理者による管理運営等、民間活力の活用を積極的に図り、効率的・効果的な管理運営を行います。

また、設置目的や公共性、広域性、機能・規模などさまざまな視点から施設の必要性を検討・判断し、存続させる建物については、安全性の確保を第一に、計画的な維持修繕による長寿命化、耐震化により、財政負担の軽減と平準化を図ります。

オ 一元的なマネジメントを行います。

全体最適の視点による活用戦略の策定や、長期的な施設更新の課題解決を図るため、施設の利用実態や重要度、あるいは老朽度合、維持管理費用等に関する情報を収集するなど、一元管理する体制を整備するとともに、施設の更新にあたっては個別の事業計画と全体方針の調整を図りながら、優先順位づけや更新の方針などについて意思決定するよう庁内横断的な組織体制により推進します。

カ 脱炭素化を推進します。

「廿日市市地球温暖化対策実行計画」の事務事業編における公共施設の脱炭素化への取り組み内容に基づき、太陽光発電や蓄電池の設置、新築する公共施設の省エネ化、ZEB化などを図っていきます。

(3) インフラ施設

建物施設については、複合化や集約化等による総量縮減により、修繕・更新コストを抑制することは可能ですが、市民の生活を支える地域に密着した施設である道路、橋りょう等のインフラ施設については、一度整備したものを廃止することは現実的ではありません。そのため、これまで整備してきたインフラ施設の長寿命化計画等に基づき、計画的な点検、修繕、更新を行っていくことを基本的な考え方とします。

ア 予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。

道路・橋りょう・公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行います。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

イ 整備計画に基づき適正な供給を図ります。

インフラ施設については、まちづくりと連携し、中長期的な経営視点に基づ

く計画的な整備を行うこととし、財政状況等に基づいた適正供給を推進します。

ウ 効率的・効果的な維持管理を進めます。

PPP/PFI手法など積極的に民間活力を活用し、包括的委託等による効率的・効果的な管理運営や安全性、利便性を維持・向上していくため、新技術の活用など検討します。

エ 個別計画に基づくマネジメントを行います。

施設ごとの個別計画に基づき、維持管理費の平準化とトータルコストの縮減を図ります。また、総合的かつ計画的な管理を行うため、個別計画のない施設については、順次策定を進めていきます。

(4) 目標の設定

ア 建物施設

本市の人口は、平成17年をピークに横ばい状況にあるものの、本方針策定当時の国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による予測では、令和12年（2030年）の人口は、平成2（1990）年当時の人口規模、約10万人に戻ると予測されていました。また、平成2（1990）年当時の建物施設の延床面積は36万㎡で、現在と比べると14万㎡少ない状況にありました。

平成27年度末現在の市民一人当たりの建物施設の延べ床面積は4.04㎡で、全国平均の3.22㎡を0.82㎡上回っており、総延べ床面積に換算すると約10万㎡多くなります。

こうした現状を踏まえ、建物施設の総量縮減に取り組むこととし、当面の目標として、今後40年間で総延べ床面積を10万㎡、約2割を縮減することとしています。

現在の将来推計人口は、平成25年3月推計時と比較し、人口減少は緩やかとなっており、令和12年（2030年）の人口は、約11万人に留まると予測されていますが、引き続き市民ニーズや地域特性などに配慮しながら、建物施設の総量縮減に取り組むこととします。

| 指 標 | 平成 23 年度末 | 令和 4 年度末 | 令和 34 年度末 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 総量（総延べ床面積）の縮減 | 493,579 ㎡ | 477,881 ㎡ | 393,579 ㎡ |

※ 総延べ床面積：除外となった水道施設と下水道施設の面積については、平成23年度末時点の面積から減じています。

イ インフラ施設

インフラ施設は、市民生活に不可欠なライフラインであるため、建物施設のように複合化や集約化することは容易ではありません。

そのため、事後保全から予防保全への転換を推進し、施設の長寿命化と維持管理費用の平準化（トータルコストの縮減）を図り、経営の視点で計画的な整備に努め、適正供給を図っていきます。

5 推進の方策

(1) 推進体制の構築

社会経済情勢の変化に対応した公共施設マネジメントを推進するため、廿日市市公共施設マネジメント推進委員会を設置し、総量の適正化、長寿命化の推進、効率的かつ効果的な管理運営を図るとともに、PDCAマネジメントサイクルによる実効性のあるマネジメントを推進します。

また、公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であり、そのためには職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組むことが必要不可欠です。そのため、職員研修等を通じて職員への啓発を推進していきます。

(2) 財源の確保

効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを推進していくために、長期的なコスト試算に基づいて、全体の修繕費等を把握し、計画的な施設の維持・更新を行います。その財源としては、国の補助金や地方債の活用などに加えて、統廃合等によって生じる土地や建物の売却や貸付等により歳入確保に努めるとともに、未利用地の売却や資産の貸付等を積極的に行います。

また、施設等を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図るため、必要な経費を利用者が負担する受益者負担の適正化に取り組みます。

(3) 情報の管理・共有

公共施設に関する情報は、所管ごとに保有する施設情報や固定資産台帳、公会計情報などをデータ化により一元管理し、庁内での情報共有を図ります。また、各部署で定期的な更新を行い、活用を図ります。

施設の集約化、統廃合、廃止、除却、民間活力の導入等にあたっては、市民との情報共有を図りながら全体最適の視点で進め、広報はつかいちやホームページ等で、利活用状況に関する情報や取り組みの成果などを情報発信し、市全体での共有を図っていきます。

(4) フォローアップの実施方針

本方針は、人口動態をはじめとした社会情勢の変化や国・他市の動向、マネジメントを推進する上で生じる新たな課題などを的確に把握し、状況に応じて見直すこととします。

6 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

施設分類ごとの管理に関する基本的な方針については、より詳細な計画である「廿日市市公共施設再編計画」によるものとします。